

静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡英和学院大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第2条に基づき、教育研究水準の向上を図り社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動及び管理運営等の状況について自己点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(自己点検・評価委員会)

第2条 本学に、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条の趣旨に基づき、次の各号に掲げる全学的な自己点検評価に関する事項を処理する。

- (1)自己点検評価の方針、点検項目及び評価結果に関すること
- (2)自己点検評価の実施及びその結果の報告及び公表に関すること
- (3)文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）の申請及び評価結果に関すること
- (4)その他自己点検評価に関し必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1)学長
- (2)副学長
- (3)自己評価担当者 (Liaison Officer)（以下「LO」という。）
- (4)部長
- (5)各学科長
- (6)宗教主任
- (7)事務部長
- (8)企画部長
- (9)学務部長
- (10)その他、次条の規定による委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行す

る。

(LO)

第5条 LOは、委員長が教職員の中から1名指名する。

2 LOは、学内に自己点検評価と認証評価の意義を周知すると同時に、自己点検評価作業を統括し、また認証評価機関との間で認証評価が円滑に行われるよう連絡調整を行う。

3 LOの任期は2年とし、再任は妨げない。なお、LOに欠員が生じたときは、速やかに次のLOを指名する。後任のLOの任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 委員会の下に、自己点検・評価委員会小委員会(以下「小委員会」という。)を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(自己点検評価の実施方法)

第9条 自己点検評価は、小委員会を主体として実施する。

2 小委員会は認証評価機関が定める評価基準に基づき、点検及び評価を行い、自己点検評価書を作成する。

3 自己点検評価を3年の周期で行う。ただし、委員会及び教授会で決したときはその限りではない。

(結果の公表)

第10条 委員会は、自己点検評価の結果を公表するものとする。

(結果の対応)

第 11 条 自己点検評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項については、その改善に努める。

2 学長は、結果に関し関連する学内の各種委員会において改善策を検討することが適当と認められる事項については、当該委員会に付託する。

3 学長は、前各項をふまえ、将来に向けての各種計画及び構想に反映させるよう努めるものとする。

(事務)

第 12 条 委員会の事務は、企画部経営課において処理する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、教授会及び評議会の議を経て行うものとする。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、自己点検評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

1.この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2. 静岡英和学院大学短期大学部の自己点検評価及び第三者認証評価の受審について(2015年5月13日大学教授会決定事項)は廃止する。